

議第 1 3 4 8 号

令和 6 年（2 0 2 4 年）2 月 2 8 日付け 都計第 6 5 5 号の 3 熊本県知事諮問

景観法第 9 条第 8 項の規定に基づく熊本県景観計画の変更の件
（特定施設届出地区の変更：合志市、大津町、菊陽町）

令和 6 年（2 0 2 4 年）3 月 5 日提出

熊本県都市計画審議会会長

都計第655号の3
令和6年(2024年)2月28日

熊本県都市計画審議会会長 様

熊本県知事 蒲島 郁夫



景観法第9条第8項の規定に基づく熊本県景観計画の変更の件(特定施設届出地区の
変更:合志市、大津町、菊陽町)

このことについて、景観法第9条第8項の規定により、別添のとおり貴審議会に諮問します。

景観法第9条第8項の規定に基づく熊本県景観計画の変更理由

(特定施設届出地区：合志市、大津町、菊陽町)

1 諮問理由

熊本県景観計画では熊本県全域（景観行政団体である市町村の区域及び熊本県景観条例第20条の規定により指定した地域を除く）を景観計画区域とし、熊本らしい個性ある豊かな景観を守り育て、緑豊かな潤いのある快適な景観をつくるため、「景観形成地域」及び「特定施設届出地区」を指定している。

今回、県道大津植木線のセミコンテクノパーク周辺において、今後の半導体関連企業の集積により、国内のみならず海外からも多くの人が行き交うことが予想されていることから、世界有数の半導体生産拠点にふさわしいシンボルロードとして豊かな自然との調和も図りながら質の高い、品格のある景観の形成を目指すため、熊本県景観計画を変更し、「特定施設届出地区」を定めるものである。

景観法では、第9条第8項の規定により、景観計画を定めようとするときは、都市計画区域に係る部分について、あらかじめ、都市計画審議会の意見を聴かなければならないとされていることから、貴審議会に諮問する。

2 計画変更の内容

(1) 特定施設届出地区の変更（案）

路線名	始点	終点	区域の範囲
県道大津植木線	国道325号との交点(大津町)	県道大津西合志線との交点(合志市)	路端から両側 20メートル以内
県道大津西合志線	県道大津植木線との交点(合志市)	合志市福原字宮ノ上1763-1地先 (合志市)	路端から両側 20メートル以内

(2) 施行予定

令和6年(2024年)3月予定

【参考】

○景観法第九条

- 2 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分について、あらかじめ、都道府県都市計画審議会（市町村である景観行政団体に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会）の意見を聴かななければならない。
- 8 前各項の規定は、景観計画の変更について準用する。

○「特定施設」

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項第 7 号及び第 8 号並びに同条第 6 項第 4 号に規定する営業を行うための施設、危険物の規制に関する政令(昭和 34 年政令第 306 号)第 3 条第 1 号に規定する給油取扱所(専ら自家用に供するものを除く。)、広告塔及び広告板その他当該地区の景観を構成するうえで重要な要素となる施設及び設備で規則で定めるものをいう(景観条例第 2 条第 5 項)。

○特定施設届出地区

1 届出対象行為

行為	届出の必要な規模等の範囲の概要
特定施設及び同一敷地内の附帯施設で、その敷地の全部又は一部が特定施設届出地区に係るものの新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none">・ 床面積が 10 平方メートルを超える建築物・ 高さ 1.5 メートルを超えるさく、塀、擁壁・ 高さ 5 メートルを超える煙突、高架水槽、電波塔等の工作物等・ 表示面積が 1 平方メートルを超える広告物(ただし、県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く)

2 景観形成基準

届出対象行為毎に景観形成基準を定めています。

(例) 特定施設及び附帯施設の外観に関する事項(一部抜粋)

- ・ 建築物・工作物等については、その形状が整然として、しかも周辺と違和感のないものとする。色彩・素材は、その地域の基調となるものと合い、隣接相互に調和するものとする。
- ・ 色彩については、できるだけ多色使いを避け、沿道の基調となるものに配慮するものとする。

熊本県景観計画 (案)

平成20年1月18日公表

平成20年4月 1日適用

令和 4年4月 1日変更

令和 6年〇月〇〇日変更

2 特定施設届出地区

(1) 届出対象行為

行為の制限の対象とする行為は、次のとおりとする。

ア 法第16条第1項の規定に基づく届出対象行為

特定施設及び同一敷地内でこれに附帯する施設（以下「附帯施設」という。）でその敷地の全部又は一部が特定施設届出地区に係るものの新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（景観形成地域における届出行為を除く。）をしようとする行為。

イ 熊本県景観条例第7条第2項の規定に基づく届出対象行為

特定施設及び同一敷地内でこれに附帯する施設でその敷地の全部又は一部が特定施設届出地区に係るものの撤去（景観形成地域における届出行為を除く。）

(2) 景観形成基準

事 項	基 準
特定施設及び附帯施設の位置に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物・工作物等については、駐車場を道路側に配置する等できるだけ道路から後退した位置とする。 ・ 隣接する施設相互において沿道からみて連担性の保てる位置とする。 ・ 交差点等角地に立地する施設は、両方の道路から後退した位置とする。 ・ 広告塔・広告板については、建築物と調和が保てる位置であると同時に、沿道において統一性の図れる位置とする。 ・ さく、塀が必要な場合は、生垣にするか、前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。 ・ 道路に面した擁壁についても前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。 ・ 太陽光発電施設については、周辺の主要な道路・公園又は家等に隣接した場所において、敷地の境界からできるだけ後退した位置とすること。特に設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めるものとする。
特定施設及び附帯施設の高さに関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電施設については、高さを抑え、道路からの視点の移動を考慮し、周辺から人工物が突出することを避けること。

<p>特定施設及び附帯施設の外観に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物・工作物等については、その形状が整然として、しかも周辺と違和感のないものとする。色彩・素材はその他域の基調となるものと合い、隣接相互に調和するものとする。 ・外壁・屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。 ・電飾を含め、壁面の意匠はそれ自体乱雑とならず周辺との調和を乱さないものとする。 ・広告物については、できるだけ設置箇所数を少なくし、また表示面積を小さくするとともにその沿道で統一性のとれたものに努める。 ・色彩については、できるだけ多色使いを避け、沿道の基調となるものに配慮するものとする。 ・太陽光発電施設については、太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とすること。 ・太陽光発電施設については、太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・太陽光発電施設については、太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理等を施したものを使用すること。
<p>特定施設及び附帯施設の敷地の緑化に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に面した部分には、高木を主体とした緑化に努める。更に施設の実状によって中木、低木、グランドカバー等に組合せによる修景緑化に努める。 ・駐車場は、高木による緑化を施し、緑陰駐車場になるよう努める。 ・建築物・工作物等の周りには、修景緑化に努める。 ・広告塔、広告板その他の工作物の根本周囲には、根締めとなる修景緑化に努める。 ・スペースがない場合には、ツタを使った緑化に努める。 ・敷地の周囲、さく・塀・擁壁の全面の緑化に努める。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ポケットパークとなるようなスペースの確保に努める。 ・のぼり、ぼんぼり、広告網等については、できるだけ行わないよう努める。 ・道路全面における物品の集積は、乱雑としないものとする。

(3) 対象範囲

特定施設届出地区は次のとおりとする。

特定施設届出地区

番号	路線名	始点	終点	区域の範囲
1	国道3号	熊本市と宇土市との境界	宇土市と宇城市との境界	路端から両側20メートル以内
1-2	国道3号	宇城市と氷川町との境界	氷川町と八代市との境界	同上
2	国道3号	佐敷川橋梁(芦北町)	津奈木町道竹中線との交点(津奈木町)	同上
3	国道3号	津奈木町道沖田線との交点(津奈木町)	水俣港臨港線との交点(水俣市)	同上
4	旧国道3号(県道八代鏡宇土線・宇城市道471号線)	国道3号との交点(宇土市)	宇土市と宇城市との境界	同上
4-2	国道3号北バイパス	熊本市と合志市との境界	国道387号との交点(合志市)	同上
5	国道57号	南阿蘇村と大津町との交点	熊本市と菊陽町との境界	同上
6	国道57号	国道3号との交点(宇土市)	宇土市と宇城市との境界	同上
7	国道208号	熊本市と玉東町との境界	玉東町と玉名市との境界	同上
8	国道219号	錦町とあさぎり町との境界	球磨地区広域営農団地農道との交点(湯前町)	同上
9	国道266号	熊本市と嘉島町との境界	嘉島町と熊本市との境界	同上
10	国道325号	菊池市と大津町との境界	国道57号との交点(大津町)	同上
11	国道387号	菊池市と合志市との境界	熊本市と合志市との境界	同上
12	国道389号	荒尾市と長洲町との境界	県道荒尾長洲線との交点(長洲町)	同上
13	国道443号	国道57号線との交点(大津町)	県道熊本益城大津線との交点(大津町)	同上
14	国道443号	鉄砂川との交点(益城町)	甲佐町道中早川北早川線との交点(甲佐町)	同上
15	国道445号	国道266号との交点(嘉島町)	県道横野矢部線との交点(御船町)	同上
15-2	国道445号御船バイパス	国道445号との交点(御船町)	国道443号(木倉バイパス)との交点(御船町)	同上
16	国道501号	県道荒尾長洲線との交点(長洲町)	長洲町と玉名市との境界	同上
17	県道熊本益城大津線(通称第二空港線)	熊本市と益城町との境界	九州縦貫自動車道との交点(益城町)	同上
18	県道熊本益城大津線(通称第三空港線)	国道443号との交点	県道瀬田熊本線との交点(菊陽町)	同上
19	県道熊本大津線・合志市道下町・役場線	県道住吉熊本線との交点(合志市)	合志市道野付・平島線県道大津植木線との交点(合志市)	同上

20	県道住吉熊本線	熊本市と菊陽町との境界	県道熊本大津線との交点（合志市）	同 上
21	県道辛川鹿本線バイパス (通称国体道路南北線)	菊陽町と熊本市の境界	国道57号との交点（菊陽町）	同 上
22	県道曲手原水線バイパス (通称国体道路東西線)	国道443号との交点（菊陽町）	県道頼田竜田線との交点（菊陽町）	同 上
23	都市計画道路保田窪菊陽線 (通称国体道路東西線)	熊本市と菊陽町との境界	国道443号との交点（菊陽町）	同 上 (ただし、熊本空港 周辺景観形成地域 を除く。)
24	菊陽町道菊陽空港線（通 称国体道路東西線）	県道頼田竜田線との交点（菊陽町）	国道57号との交点（菊陽町）	同 上
25	県道大津植木線	国道325号との交点(大津町)	県道大津西合志線との交点（合志市）	同 上
26	県道大津西合志線	県道大津植木線との交点（合志市）	合志市福原字宮ノ上1763-1地先 (合志市)	同 上